

貸金業を取り巻く状況と課題

～規制緩和は資金需要者の利益の保護を第一に考えて検討を～

貸金業関連のニュースを2つ。昭和56年の創業以来、神奈川県で貸金業を営んできた地場大手の株式会社栄光が8月15日に自己破産を申請、同日破産手続きの開始決定を受けたと産経ニュースが報じた。負債総額は約209億円で今年2番目の大型倒産となるらしい。しかも負債総額に占める過払金返還訴訟による債務の割合が約175億円、実に8割以上に達するという。一方で銀行による消費者ローンの融資残高に目を向けてみると、2010年6月の貸金業法の完全施行から右肩上がり伸び続けており、今年の3月末時点でついに貸金業者を超えたと日本経済新聞が報じている(但し、貸金業者の融資残高は法改正後に半減しており、総融資残高では減少している)。この2つのニュースはともに貸金業法改正により実施されている「上限金利の引き下げ」と「総量規制の導入」の結果であることは言うまでもない。完全施行後5年以上が経過した今、法改正が言葉どおり

「正しく改められた」ものとなっているのか、検証していく必要があるのではないだろうか。例えば貸金業法には「日本貸金業協会の設立」についても規定されている。日本貸金業協会は内閣総理大臣の認可する業界唯一の自主規制機関であり、その設立要件に「全都道府県に支部を設けること」とあるが、業者数や市場規模が急激に縮小している昨今、47の本・支部を維持しながらの協会運営は非常に厳しいものとなっている。貸金業協会の目的である「資金需要者等の利益の保護」を考慮しつつ、設立要件の緩和の可能性についても議論される必要があるだろう。貸金業法の第一条には、この法律の目的が「国民経済の適切な運営に資すること」であると明文化されている。規制緩和の話になるとどうしても感情論に発展してしまいがちだが、常に資金需要者の利益の保護を第一に、どのような貸金業界の在り方が利用者にとって望ましいのかを冷静に、かつ公正に検討を

重ねていくことが大切であろう。今が貸金業界の夜明け前であって欲しいと切に願う。

日本ファイナンス有限会社
下関店 店長
松原 剛

AFP(日本FP協会認定)
TEL083-234-3544
<http://nihon-finance.com>

借金で苦しむ人への的確なアドバイスで定評がある、消費者金融のプロフェッショナル。弁護士の人脈、債務カウンセリング、真摯に相談に乗る姿勢が認められ、感謝の声が多数寄せられている。ラジオなどのメディア出演を通して、借財に対する正しい認識を広めている。

